

# 資料 5

## 滋賀県内水面漁場管理委員会告示第 号

滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 月 日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英志

滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

および滋賀県個人情報の保護に関する法令施行条例（令和 5 年滋賀県条例第 号）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年滋賀県規則第 号）の規定の例による。

なお、平成 7 年滋賀県内水面漁場管理委員会告示第 2 号は廃止する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程（新旧対照表）

| 現行  | 制定案   |
|---|---|
| <p>○滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程<br/>平成7年9月1日<br/>滋賀県内水面漁場管理委員会告示第2号</p> <p>滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。</p> <p>滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程<br/>滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報に係る滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の施行については、知事の保有する個人情報の保護に関する規則（平成7年滋賀県規則第65号）の規定の例による。</p> | <p>○滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程<br/>令和 年 月 日<br/>滋賀県内水面漁場管理委員会告示第 号</p> <p>滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。</p> <p>滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程<br/>滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報に係る<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および滋賀県個人情報の保護に関する法令施行条例（令和5年滋賀県条例第 号）</u>の施行については、<u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年滋賀県規則第 号）</u>の規定の例による。</p> <p><u>なお、平成7年滋賀県内水面漁場管理委員会告示第2号は廃止する。</u></p> |
| <p>付則<br/>この規程は、平成7年10月1日から施行する。<br/>付則（平成29年滋内水委告示第3号）<br/>この告示は、平成29年7月19日から施行する。</p>   | <p>付則<br/>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>   |